

川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会男女平等施策
推進部会設置要領

(目的及び設置)

第1条 男女平等かわさき条例に規定される内容の総合的な推進を図るため、関係部局との連絡調整を行うことを目的として、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議設置要綱第6条第5項の規定に基づき、川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会に男女平等施策推進部会（以下「推進部会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 推進部会は、別表に掲げる部会委員をもって組織する。

2 部会長は、市民文化局人権・男女共同参画室長をもって充てる。

(部会長の職務)

第3条 部会長は、推進部会の事務を総理する。

(会議)

第4条 推進部会の会議は、部会長が招集し、その議長となる。

2 部会委員が出席できないときは、当該部会委員の指名する者が代理して出席することができる。

3 部会長は、必要があると認める時は、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(所掌事務)

第5条 推進部会は、次の事項を所掌する。

(1) 川崎市男女平等推進行動計画（以下「行動計画」という。）の策定等に関すること。

(2) 行動計画に基づいた男女平等施策の実施状況に係る年次報告書の作成に関すること。

(3) その他男女平等に関する施策の推進に関すること。

(庶務)

第6条 推進部会の庶務は、市民文化局人権・男女共同参画室において処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、推進部会の運営に関し必要な事項は、部会長が推進部会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成15年1月21日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月10日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年6月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年4月3日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月7日から施行する。

別表

川崎市人権・男女共同参画推進連絡会議幹事会男女平等施策推進部会
委員名簿

局名	補職
総務企画局	人事部人事課長 都市政策部企画調整課長 行政改革マネジメント推進室担当課長
財政局	財政部財政課長
市民文化局	人権・男女共同参画室長（部会長）
	人権・男女共同参画室担当課長
経済労働局	労働雇用部担当課長
こども未来局	総務部企画課長
	児童家庭支援・虐待対策室担当課長
市民オンブズマン事務局	人権オンブズパーソン担当課長
教育委員会事務局	教育政策室担当課長
	学校教育部指導課長
	生涯学習部生涯学習推進課長